

刈谷知立環境組合グラウンドの利用について

刈谷知立環境組合クリーンセンターの敷地内にある「グラウンド」について、地元地区への還元等を目的に刈谷市及び知立市在住の市民へ開放しています。

1 利用できる人（団体登録）

- ①あらかじめ利用団体の登録が必要です。（毎年度必要）
- ②登録しようとする団体は、10名以上の刈谷市及び知立市在住者で構成してください。また、登録時に名簿を添付していただきます。
- ③利用形態に合った保険への加入が必要です。

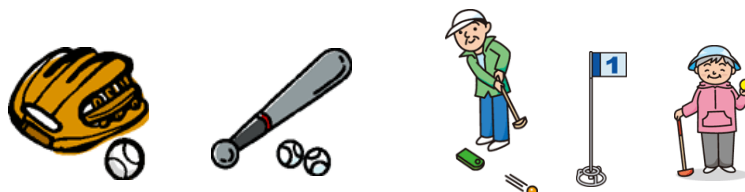
2 利用日時等

- ①原則として、クリーンセンターが混雑する日（GW、お盆、年末年始等）と芝の養生作業を行う期間（例年6月）を除いて利用できます。
- ②グラウンドの利用は、午前の部と午後の部に区分します。

| | | |
|------|--------------|--------------|
| 午前の部 | 午前7時から午後0時まで | |
| 午後の部 | 2月～10月 | 午後0時から午後6時まで |
| | 11月～1月 | 午後0時から午後5時まで |

3 対象競技

グラウンドで行える競技は、小学生の軟式野球、小学生のソフトボール、グラウンドゴルフ等です。



4 利用申請の流れ

- ①利用しようとする場合は、申請書を提出し、許可が必要です。
- ②利用者間の調整のため、毎月第1月曜日（休日の場合は翌日）午前9時から組合会議室で調整会議（抽選）を行います。

1. 調整の対象日は翌月分の土曜日、日曜日及び祝日です。
2. 調整の方法は、くじ引きで優先順位を決め、その順位で希望日を受付します。
3. 平日並びに調整後の空き日の利用申請は、毎月調整後に先着順で受付します。
4. 電話等での予約や申込はできません。

5 注意事項

1. 場内における事故、けが等について、組合は責任を負いません。
2. 都合によりグラウンドを利用しない場合は、必ずご連絡ください。
3. 使用後はグラウンド整備をしてください。
4. グラウンド状況が悪いときは、使用できません。
5. ごみ等は各自で持ち帰ってください。
6. 備品は大切に使ってください。消耗品は各自で用意してください。
7. グラウンド及び敷地内は禁煙です。
8. 火気は使用しないでください。
9. 施設等を破損した場合は、必ずご連絡ください。
10. グラウンド利用の権利の譲渡及び転貸はできません。
11. 営利目的や大会での利用はできません。
12. 刈谷市に大雨警報等が発表された場合は利用できません。
13. その他管理上必要な指示に反する行為をしないでください。
14. 天候、時季等に留意し、暗くなる前には利用を終了してください。



刈谷知立環境組合グラウンド

(問い合わせ先)
刈谷知立環境組合クリーンセンター
刈谷市半城土町東田46番地
電話 0566-21-5389